○財務省告示第二百八十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
02.01		牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			02.01		牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0201.10		［略］			0201.10		［同左］		
0201.20		［略］			0201.20		［同左］		
0201.30		－骨付きでない肉			0201.30	000	－骨付きでない肉		ＫＧ
	100	－－ロインのもの		ＫＧ					
	200	－－かた、うで及びもものもの		ＫＧ					
	300	－－ばらのもの		ＫＧ					
	900	－－その他のもの		ＫＧ					
02.02		牛の肉（冷凍したものに限る。）			02.02		牛の肉（冷凍したものに限る。）		
0202.10		［略］			0202.10		［同左］		
0202.20		［略］			0202.20		［同左］		
0202.30		－骨付きでない肉			0202.30	000	－骨付きでない肉		ＫＧ
	100	－－ロインのもの		ＫＧ					
	200	－－かた、うで及びもものもの		ＫＧ					
	300	－－ばらのもの		ＫＧ					
	900	－－その他のもの		ＫＧ					
02.03 ～ 02.06		［略］			02.03 ～ 02.06		［同左］		
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
		－鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの					－鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
0207.11 ～ 0207.13		［略］			0207.11 ～ 0207.13		［同左］		
0207.14		－－分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）			0207.14	000	－－分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		ＫＧ
	010	－－－もも及びむねのもの		ＫＧ					
	090	－－－その他のもの		ＫＧ					
		［略］					［同左］		